

地域包括ケアシステム構築のため、地域の実情  
に応じた支援を求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会での「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の審議において、改めて地域包括ケアシステムの構築が議論されている。そのような中、全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向け、いわゆる2025年の姿を見すえつつも、増高する保険料などに苦慮している。

よって、政府においては、全国の自治体の実情に応じ、国の積極的な支援として下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材確保のため、国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護は、2025年に向けてさらに100万人の人材が必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人の人材活用については、影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。
- 2 在宅訪問診療に係る今回の診療報酬改定により、集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切に対応すること。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度を活用した広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 特養入所者の重点化に伴い、自立した生活が困難な要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）5月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合及び公明党所属議員全員